公募占用指針公示後の利用港湾検討にあたっての留意事項

- 1. 北陸地方整備局及び新潟県への利用港湾に関する問合せルール
 - 1) HP からの問合せ方法について
 - 利用港湾に関する問合せは、新潟港のほか新潟県内の重要港湾、地方港湾を含む。
 - ・北陸地方整備局及び新潟県からの情報は、北陸地方整備局港湾空港部のHP『海洋再生可能エネルギー関連情報』において公開するため、質問、確認事項がある際には、HP掲載の問合せ様式にて専用アドレス《pa.hrr-windpower※mlit.go.jp(※を@にして送信)》へ送信すること。
 - 問合せのあった事項については、公募占用指針に記載の『公募占用指針に関する質問の受付』同等と見なし会社名・団体名を抜いた上で、当局及び新潟県からの回答を含め原則公表(当局HP掲載)とする。質問に当たっては質問の背景等と質問は明確に切分けのうえ簡潔に記載のこと。
 - 問合せ事項は原則として随時公表とする。
 - 問合せの提出期限(受付期限)は【令和5年4月28日】とする。
 - 2) 北陸地方整備局及び新潟県との個別面談について
 - 個別面談での申し入れは、問合せ様式とともに、個別面談申込様式に面談方式 (対面又はWEB)及び複数の希望日を専用アドレス《pa.hrr-windpower※ mlit.go.jp(※を@にして送信)》へ送信するものとし、後日、北陸地方整備局より対応可能な日時を回答するものとする。
 - WEBでの面談は「Microsoft Teams」を原則とする。
 - 個別面談による問合せ内容及び回答についても原則同HPでの公開とする。
 - 個別面談は国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲で対応するが、当該規程等に 違反する行為を伴う接触があった場合には、公募参加資格を失うことに留意のこ と。
 - ・個別面談の受付期限は【令和5年4月28日】とする。

2. 公募占用指針(別添3)補足説明

- 1)希望する利用スケジュール等の通知について
 - 公募占用指針には、新潟港を利用する場合は「公募占用計画の提出に先立ち、国土 交通省北陸地方整備局及び港湾管理者(新潟県)に対して港湾施設の利用条件の確 認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認するこ と」が規定されているため、北陸地方整備局及び新潟県に利用スケジュールを通知 すること。
 - ・この際、通知については特に様式を定めないため、会社名の入った文章を、北陸地方整備局に対してはHP掲載の専用アドレス《pa.hrr-windpower※mlit.go.jp(※を@にして送信)》に、新潟県に対しては新潟県交通政策局港湾整備課専用アドレス《murakamitainai-koubo※pref.niigata.lg.jp(※を@にして送信)》に送

信すること。

- ・提出期限は【令和5年4月28日】とする。
- 利用条件については本説明の内容確認により各事業者が確認することとし、各事業者の利用計画の提出は求めず、内容に関する事前承諾等は行わない。

2) 新潟県との調整事項

- 公募占用指針には「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料(対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類)を公募占用計画の提出時に添付すること」とされているため、新潟県内の重要港湾、地方港湾については港湾管理者である新潟県に確認の上、同意書の提出を依頼すること。
- ・また、新潟港内の港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる埠頭用地以外の発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地、若しくは、施設の利用についても新潟県へ確認の上、同意書の提出を依頼すること。
- 新潟県への確認については、特に様式を定めないため、会社名の入った文書を新潟県交通政策局港湾整備課専用アドレス 《murakamitainai-koubo※pref.niigata.lg.jp(※を@にして送信)》に送信すること。
- ・提出期限は【令和5年4月28日】とする。

一以 上一